

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月9日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県	
3. 市区町村名	上越市	
4. 届出番号	19	
5. 独自利用事務の事例番号	26-1	
6. 独自利用事務の対象者	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって保護を受けている外国人	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年4月1日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係	▼	

執行機関名 上越市長

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	15	
③番号法別表第2の項	26	